

## 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書

件名 国立赤城青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式  
金額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家所長（以下「発注者」という。）は、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって委託業務を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

### （設置条項）

第1条 発注者は、発注者の管理する別紙の設置場所に受注者が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。

2 自動販売機設置内訳は、発注者・受注者間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

### （自動販売機の管理）

第2条 受注者は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。

2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、発注者の申し出により速やかに対応するものとする。

### （自動販売機の損壊等）

第3条 発注者は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを受注者に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、受注者は速やかに修理等を行うものとする。

### （再委託）

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

### （契約期間）

第5条 本契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。

### （契約の解除）

第6条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。ただし、発注者は、契約の解除が適当でないと判断した場合は、受注者と協議の上契約を解除せず違約金を徴収することができる。

（1）受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

（2）この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

（3）受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

（4）受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。

（5）受注者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（6）前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（7）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- 2 受注者は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
- 3 第1項により契約を解除する場合において、（7）が生じたときは、発注者は受注者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに受注者に通知し、解除できるものとするが、（1）から（6）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、受注者の解除については、1ヵ月前に通知し、発注者・受注者間で協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

（電気料及び不動産貸付料）

第7条 発注者は、受注者に自動販売機設置等に伴う不動産貸付料を無償とする。

- 2 自動販売機設置及び運転に伴う電気料金は、受注者の負担とする。

（売上金）

第8条 自動販売機による売上金は、受注者に帰属する。

（売上報告）

第9条 受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

（手数料の振込）

第10条 受注者は、前条の売上金に対し、別紙の手数料率を乗じた額を、手数料として発注者に納めるものとする。

- 2 受注者は、前項の手数料について、四半期毎に取りまとめ、発注者に報告するとともに、発注者が指定する下記の銀行口座へ振込するものとする。

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	渋谷支店
種別	普通預金
口座番号	2971559
口座名義	独立行政法人国立青少年教育振興機構 自販機口

### 3 前項に係る振込手数料は、受注者が負担するものとする

(手数料の改定)

第11条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、発注者・受注者間で協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は免除する。

(自動販売機の移動または撤去)

第13条 受注者は、自動販売機の設置場所の移動、または撤去について、発注者から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、その費用は、受注者が負担するものとする。

(契約終了時の原状復帰)

第14条 受注者は、本契約が終了したときは、受注者の負担により、速やかに自動販売機を撤去し、発注者が指定する日までに原状に回復するものとする。

(事故等の賠償)

第15条 受注者は、自動販売機に起因する事故等による発注者又は第三者への賠償について、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(秘密情報の順守)

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報（個人情報を含む）その他の権利（以下「秘密情報」という。）について次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

(1) 秘密情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。

(2) 秘密情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全に期すとともに、直ちに委託者へ報告すること。

(3) 秘密情報を複製等してはならない。

(4) 秘密情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。

(5) 秘密情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。

(6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般的約定)

第17条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、発注者・受注者は次に記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和7年3月〇日

発注者 住 所 群馬県前橋市富士見町赤城山27  
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立赤城青少年交流の家  
所 長 金澤 哲哉

受注者 住 所  
氏 名